

水道課からのお知らせ

下水道料金改定について

平成29年4月1日の料金一本化に向け、本年4月請求分から、料金を段階的に改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

改定内容は下記のとおりです。



中山地区

		現在	平成24年4月請求分～
一般家庭	世帯割	1,470円	1,470円
	世帯員割	420円	500円
事業所等	基本料金	1,470円	1,470円 (10㎡まで)
	水量割 (㎡あたり)	136.5円	137円

大山地区

		現在	平成24年4月請求分～
一般家庭	世帯割	2,205円	2,205円
	世帯員割	525円	500円
事業所等	基本料金 (10㎡まで)	2,730円	2,730円 (10㎡まで)
	水量割 (㎡あたり)	157.5円	137円

名和地区

		現在	平成24年4月請求分～
一般家庭	世帯割	2,000円	2,000円
	世帯員割	500円	500円
事業所等	基本料金 (15㎡まで)	2,000円	2,000円 (10㎡まで)
	水量割 (㎡あたり)	137円	137円

下水道使用料算定人数の変更について

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

◆該当事由と添付書類

①老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設などに1年以上入所の場合

◆申請が必要

◆申請・問い合わせ先

水道課
☎ 0859・54・5204

↓施設の証明書が必要

②その他の事情により1年以上居住していない場合（学生・単身赴任は該当しません）
↓区長・民生委員などの証明書が必要

下水道に異物を流さないで！

下水道には、何でも流せるものではありません。

最近、下水道管内に異物

（特にタオル、衣類、ウエットティッシュなど）が流入し、処理場、ポンプの故障が多発しています。ポンプが故障すると、下水管内に汚水が滞留し、路上や宅内に汚水があふれることになり、適正な汚水処理ができなくなります。

・使用上の注意を守って、正しくお使いください。

・油類は管が詰まる原因です。古くなったてんぶら油などは流さないでください。
・野菜くず、残飯などは流さ



▲手ぬぐいやタオルが
つまっていました

ないでください。
・紙おむつ、たばこの吸殻などは流さないでください。
・タオル、下着など誤って流さないようにしてください。
汚水マスは管を点検・清掃するためのもので、直接これに、汚物・異物を投入しないでください。